



北海道立消費生活センター

主な内容

- 食品など、適正な表示へ … 2~3
- 食品衛生法施行条例が改正 … 3
- プラグはこまめに掃除 …… 3
- プロバイダ契約変更でトラブル …… 4
- ご注意!訪問販売トラブル …… 5
- スポーツドリンクの品質 … 6、7
- 5月は消費者月間 ………… 8



ニセコアンヌプリ(ニセコ)

春風が吹き出し、ニセコアンヌプリの山々も雪どけが進み、頂上付近の雪の白さが目立つようになってきた。

(全道展会員 山下脩馬)

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟

TEL (011)221-0110

FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>



かた
道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意!
ご相談は☎050・7505・0999へ

食品など、適正な表示へ

景品表示法が改正

食品などの表示にかかる法律である景品表示法が改正されたことを受け、道くらし安全局は1月26日の札幌会場を皮切りに、旭川や釧路、函館など全8会場で消費者や事業者向けの「食の安全・安心セミナー」を開催中です。食品を購入する際は、表示のチェックも忘れない。

ホテルや百貨店、レストランなどでメニュー表示と異なった食材を使用して料理を提供していたという問題が発覚して以来、消費者の食品表示に対する不信はなかなかぬぐえません。そこで、国は昨年6月に不当表示を防止する景品表示法を改正し、昨年12月から施行しました。

主な改正ポイントは「事業者の表示管理体制の確立」と「行政の監視指導体制の強化」です。

■表示管理体制の確立

事業者は景品や表示に関する事を適正に管理するための体制を整備することなどの措置を講じなければならなくなりました。国は有効な実施を図るため、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」を公表しました。



この指針では、事業者は不当表示防止のため、景品表示法の考え方について、関係する役員及び従業員に周知・啓発を行い、法令順守の方針や手順等を明確化することとしています。また、表示等に関する情報を確認することや部門間で共有すること、管理するための担当者を定めること、表示等の根拠となる情報を事後的に確認するための資料の保管、不当な表示が明らかになったときには、必要な措置をとることとしています。

■監視指導体制の強化

また、行政の監視指導体制を強化するため、消費者庁長官の権限の一

不當表示	意味
優良誤認表示	<ul style="list-style-type: none"> 品質や規格などについて、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示 ・事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示
有利誤認表示	<ul style="list-style-type: none"> 価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示 ・競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

衣・食テーマに実験 体験学習講座盛況



1月に食品と衣類をテーマとした「知つて得する体験学習講座」を当センターで開催したところ、定員を上回る応募があり、大変盛況でした（写真）。

食品に関しては、着色料の抽出や食品中のビタミンC、清涼飲料水の糖度など、衣類に関しては、纖維鑑別や洗剤の界面活性剤の働き、洗濯の方法などについて実験を通して理解を深めました。

部を都道府県知事に付与することとなりました。違反した事業者に対して都道府県知事が指導や措置命令を行えるようになります。

■課徴金制度も導入へ

さりに、昨年11月に景品表示法が改正され、課徴金制度を導入することとなりました。

優良認証や有利認証（表参照）の表示を対象として課徴金を賦課しますが、違反行為を自首申告した事業者は、課徴金額が半分に減額されるなどの措置があります。

課徴金制度は来年春までには施行される予定です。

道は食品衛生法施行条例の一部を改正し、消費者から健康被害が発生するおそれがある食品に関する苦情が寄せられた場合、事業者は速やかに保健所等に報告する旨を定めました。

今回の改正は一昨年に発生した冷凍食品への農薬混入事件を受け、国が「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の改正に伴つものでした。

1月に食品と衣類をテーマとした「知つて得する体験学習講座」を当センターで開催したところ、定員を上回る応募があり、大変盛況でした（写真）。

食品に関しては、着色料の抽出や食品中のビタミンC、清涼飲料水の糖度など、衣類に関しては、纖維鑑別や洗剤の界面活性剤の働き、洗濯の方法などについて実験を通して理解を深めました。

消費者から製造、加工、または輸入食品において異臭の発生や異物の混入などの苦情があった場合、被害事業者は保健所等へ報告することとされています。ほかにもHACCP（ハサップ）、衛生管理方式の一種）を進める立場から、HACCP

消費者から製造、加工、または輸入食品において異臭の発生や異物の混入などの苦情があつた場合、被害事業者は保健所等へ報告することとされています。ほかにもHACCP（ハサップ）、衛生管理方式の一種）を進める立場から、HACCP

用いる衛生管理を行う場合の基準を追加規定しました。

消費者団体からは「速やかな改正化を要請してほしい」「苦情の報告について、周知を徹底してほしい」などの意見が寄せられています。

プラグはこまめに掃除！

耐火性試験が義務化

電源プラグにほこりがたまる」とで発火する「トラッキング現象」による火災を防ぐため、経済産業省はすべての家電製品のプラグに来年3月17日から耐火性試験を義務づけることにしました。

トランкиング現象は、長時間プラグをコンセントに差し込んだままにしておくとホコリがたまり、水分や油分が加わることで通電して発火します。火災につながることもあり、これまで水に触れやすい冷蔵庫のプラグについては耐火性試験などの対策が取られています。



ご注意！プロバイダ契約

番号だけで変更可能に

インターネットを接続する際のプロバイダ契約の変更を巡ってトラブルが相次いでいる中、最近は「光回線のお客様番号」などを聞かれ、相手に教えるだけで一方的に変更されてしまう事例が寄せられています。

後日、解約を伝えると違約金を請求されたり、変更の事実に気づかず、前のプロバイダとの二重契約になつていただることがあるので、注意が必要です。

これまで、インターネットを使って消費者のパソコンにソフトをダウンロードさせて、事業者が遠隔操作をして設定することでプロバイダが変更されていた事例がありました。しかし、最近はただ安くなることを強調し、新たな契約先であるとの丁寧な説明をせず、「請求書に書いてあるお客様番号」や「ルーターのシールにある番号」などを聞き出し、操作(しこ)いをしないまま手続きが終つ。「今のメールアドレス

が使えなくなる」などと告げられてことになりかねません。

電気通信サービスは、特定商取引法の適用除外となっており、電気通信事業法で規制されています。しかし、迷惑勧誘の禁止やクーリング・オフの規定はありません。契約を締結する際は、事業者は料金やその他提供条件について、説明しなければならないと定められています。北海道消費生活条例でも、消費者の意



住宅トラブル110番

住まいの契約で困りごとは ありませんか？

特設電話

011・271・2172 (当日のみ)

3月7日(土) 午前10時～午後3時

として禁止しています。
「番号」を聞かれて即答せずに、

内容をよく確認してから必要な契約書類を提出するなどは不適切な取引方法

道立消費生活センターと札幌弁護士会は、3月7日（土）に特別相談「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など～」を実施します。消費生活相談員と弁護士が対応しますので、お気軽にご相談ください。

昨年度に当センターに寄せられた役務に関する相談件数は335件で、このうち「集合住宅」に関する相談が最も多く389件でした。主に戸建住宅のトラブルが占め、「工事・建築・加工」も272件に上ります。

当センターには「住宅修理を業者に依頼したところ、火災保険で直せると言われた。保険金の30%の手数料を請求されたが納得いかない」「賃貸アパートから退去時に、特約にないストーブ分解清掃料を請求された」などの相談が寄せられています。

初めての一人暮らし

訪問販売に注意して！

この春から新生活をスタートさせる学生や社会人も多いことでしょう。この時期、突然の訪問販売の勧誘に戸惑い、つい契約してしまった、という相談が毎年寄せられています。特に若者に多いトラブル事例と回避方法を紹介します。



050-7505-0999

Q 一ヵ月前、未成年の娘の家 のインターフォンが鳴った。相手の声が聞き取れず、思わずドアを開けると新聞の勧誘だった。新聞購読については「学生で余裕がない」と断つた。すると「将来のためになる」と言われ、お米や洗剤、タオルなどの景品を渡され、断り切れずに契約をしてしまったという。10

日後に別の人気が契約の確認に来たので解約を申し出たが、クーリング・オフ期間が過ぎてるので解約できないとと言われた。（40代、女性）

A 訪問販売での契約は、特定商取引法（特商法）で規制されています。法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

この事例の場合、クーリング・オフ期間が過ぎていますが、業界団体の「新聞購読契約に関するガイドライン」では、未成年者との契約は解約に応じるべきとされています。相談者には、その旨を販売店に伝えて



解約を申し出、あわせて書面で通知するよう助言しました。その後、解約できましたと報告がありました。

成人でクーリング・オフ期間が過ぎても、同ガイドラインでは、新聞公正競争規約にある景品上限額は、購読料合計の8%（6ヶ月分が上限）までなので、それを超える景品類が提供されている場合は、解約に応じるべきとされています。

このほかにも「アパートの皆が

使っている」「管理人さんからの紹介」などと言われ、高額な換気扇フィルターを購入したが、事実異なるので解約したい、といった事例があるので解約したい、といった事例も寄せられています。

未成年者による親権者等の同意がない契約は、要件を満たせば取り消すことができます。また、勧誘方針に問題がある場合も解約できること

があります。トラブルにあつたの最寄りの消費生活相談窓口へ。

被害に遭わないために…

- ・不用意にドアを開けない…特商法では勧誘に先立つて販売目的等を告げることになっています。訪問者や用件を確認してから対応しましょう。不要であればドアを開けずにはつきり断りましょう。
- ・すぐに契約しない…相手のセールストークをうのみにせず、契約書面等をよく見て確認し、まずは家族や周囲の人と相談しましょう。
- ・ステッカーを利用…北海道消費生活条例では「訪問販売お断り」などのステッカーがはつてある場合、訪問販売をできないとされています。活用しましょう。

訪問による

公共放送の受信契約

放送法では、受信設備を設置した場合でも、ワンセグ付き携帯電話機が受信装置と見なされるため契約が必要とされています。

ただし、親と離れて暮らす学生などには受信料の割引制度が設けられています。

糖分取り過ぎ注意

～スポーツドリンクの品質～

スポーツドリンクは、スポーツなど汗によって体から失われた水やミネラルを効率よく補給することを目的として飲まれています。糖類も多く含まれていますが、最近の健康志向の高まりからカロリーを抑えるために糖類に代わって合成甘味料が含まれていることもあります。ミネラル、糖類、合成甘味料等を調べました。

テスト品

スポーツドリンク…18銘柄

(スポーツドリンクは、法律による規定やガイドラインがない清涼飲料水)

テスト結果

○ミネラル

すべての銘柄からナトリウム、カリウム、カルシウムが検出されました。マグネシウムはNo.13以外から検出されました。ミネラル合計は30.5~71.6mg/100ml、平均は50.6mg/100mlで、銘柄間に差がありました。

○食塩相当量

ナトリウムの測定結果から食塩相当量を算出したところ0.04~0.12g/100mlで、平均は0.09g/100mlでした。

○糖類 (グラフ参照)

0.0~6.2g/100ml、平均2.8g/100mlであり、銘柄間に差がありました。不検出は1銘柄 (No.5) でした。

○熱量の目安

0.0~24.8kcal/100ml、平均11.0kcal/100mlで、銘柄間に差がありました。カロリーオフの表示が9銘柄 (No.2、3、7、9、10、14、15、17、18) で熱量は0.8~16.8kcal/100ml、カロリーゼロの表示が3銘柄 (No.4、5、12)



で、熱量は0.0~3.2kcal/100mlでした。

○合成甘味料

・アセスルファムカリウム

表示があった9銘柄 (No.4、7、9、10、12、13、14、15、16) から0.03~0.22g/kg検出、平均0.08g/kgで銘柄間に差がありました。基準値 (0.50g/kg以下) を満たしていました。

・アスパルテーム

表示があった1銘柄 (No.8) から0.04g/kg検出されました。なお、アスパルテームの使用基準はありません。

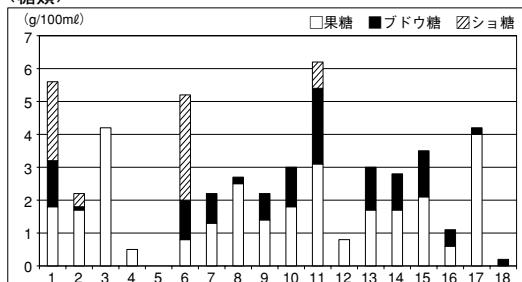
・スクラロース

表示があった10銘柄 (No.2、3、4、5、8、10、12、15、17、18) から0.01~0.13g/kg検出、平均0.04g/kg。いずれも基準値 (0.40g/kg以下) を満たしていました。

○総遊離アミノ酸

0.0~397.8mg/100ml、平均41.9mg/100ml

<糖類>



●テスト品とテスト結果

No.	商品名	製造者または販売者	内容量 (mℓ)	カロリー ^{ゼロ} または オフ	ミネラル (mg/ 100mℓ)	食塩 相当量 (g/100mℓ)	糖類 (g/100mℓ)	熱量の 目安 (kcal/ 100mℓ)	合成甘味料(g/kg)			総遊離 アミノ酸 (mg/ 100mℓ)	購入 価格 (円)
									アセス ルファ ムカリ ウム	アスパ ルテー ム	スクラ ロース		
1	ポカリスエット	大塚製薬(株)	500	/	70.5	0.11	5.6	22.4	0.00	0.00	0.00	7.1	97
2	ポカリスエット イオン ウォーター	大塚製薬(株)	500	オフ	71.6	0.12	2.2	8.8	0.00	0.00	0.01	4.5	97
3	AQUARIUS	コカ・コーラ カスタマー マーケティング(株)	500	オフ	47.2	0.09	4.2	16.8	0.00	0.00	0.01	23.9	91
4	AQUARIUS zero	コカ・コーラ カスタマー マーケティング(株)	500	ゼロ	49.0	0.09	0.5	2.0	0.05	0.00	0.05	0.0	91
5	VAAM ヴームウォーター	(株)明治	500	ゼロ	55.3	0.09	0.0	0.0	0.00	0.00	0.07	269.1	115
6	GATORADE RUN (ゲータレードラン)	サントリーフーズ(株)	500	/	69.5	0.12	5.2	20.8	0.00	0.00	0.00	11.2	108
7	TIGORA SPORTS DRINK	(株)ジャバーナ	500	オフ	36.7	0.07	2.2	8.8	0.06	0.00	0.00	0.00	78
8	amino VITAL GOLD (アミノバイタルゴールド)	キリンビバレッジ(株)	500	/	31.8	0.04	2.7	10.8	0.00	0.04	0.02	397.8	95
9	POSTONIC WATER	(株)日本サンガリア ベバレッジカンパニー	500	オフ	60.5	0.11	2.2	8.8	0.09	0.00	0.00	0.0	59
10	KIRIN LOVES SPORTS	キリンビバレッジ(株)	555	オフ	58.4	0.11	3.0	12.0	0.03	0.00	0.02	9.8	108
11	M's one SPORTS DRINK	(株)ウイング	500	/	30.5	0.06	6.2	24.8	0.00	0.00	0.00	0.0	73
12	AQULL	日本流通産業(株)	500	ゼロ	36.7	0.07	0.8	3.2	0.09	0.00	0.05	0.0	70
13	みなさまのお墨付き スポーツドリンク	合同会社西友	500	/	47.8	0.06	3.0	12.0	0.09	0.00	0.00	0.0	70
14	SPORTS WATER	神戸ビバレッジ(株)	500	オフ	45.5	0.05	2.8	11.2	0.07	0.00	0.00	0.0	49
15	COOP Sports Drink	日本生活協同組合連合会	500	オフ	61.3	0.09	3.5	14.0	0.04	0.00	0.01	0.0	78
16	TOPVALU スポーツドリンク	イオン(株)	500	/	50.6	0.09	1.1	4.4	0.22	0.00	0.00	0.0	58
17	Seicomart Sports Water	(株)セイコーマート	500	オフ	52.9	0.10	4.2	16.8	0.00	0.00	0.02	26.2	100
18	WALK ヘルシア ウォーター	花王(株)	500	オフ	35.7	0.08	0.2	0.8	0.00	0.00	0.13	4.3	187

で銘柄間に差がありました。

表 示

すべての銘柄で食品衛生法、JAS法の加工食品品質表示基準、健康増進法に従って適正に表示されていました。食品衛生法では、食品添加物の甘味料を使用した場合は用途名と物質名を併記することとされており、アセスルファムカリウム、アスパルテーム、スクラロースが検出された銘柄はすべてに適正表示されていました。

健康増進法ではカロリーオフが20kcal/100mℓ以下、カロリーゼロは5kcal/100mℓ未満とされています。カロリーオフ9銘柄、カロリーゼロ3銘柄とともに基準を満たしていました。

栄養成分表示に表示されているミネラルについては、すべて栄養表示基準制度における誤差の範囲内でした。

特定保健用食品のマークが1銘柄 (No.18) にありました。

消費者へのアドバイス

・糖類は多いもので6.2g/100mℓ含まれていました。水感覚で飲み過ぎると糖分やカロリーの取り過ぎになる可能性もあります。表示をチェックしてから購入しましょう。

・運動後の水分補給や熱中症予防対策には塩分濃度0.50g～1.00g/500mℓが適しています。スポーツドリンクの食塩相当量の平均は、ペットボトル1本分 (500mℓ) あたり0.45gほどあるので適切に摂取すると予防や対策につながります。ただし、高血圧症等で塩分を制限 (1日6g未満) している人は、スポーツドリンクに含まれている塩分も考慮して利用するといいでしょう。

・カロリーオフは20kcal/100mℓ以下の場合表示できます。オフの表示のあるものでも、ペットボトル1本 (500mℓ) を消費すると最大100kcal摂取することになるので、購入の際は熱量を確認して購入しましょう。

5月は消費者月間

パネル展など多彩に

5月は消費者月間です。国が昭和63年から定め、全国で消費者、事業者、行政が一体となり、消費者問題に関する啓発や教育などの事業を集中的に展開しています。当センターは地域の消費者協会でも毎年、月間に合わせ、さまざまなイベントを開催します。

当センターと（一社）北海道消費者協会は恒例となりました街頭啓発



昨年の「消費者の日」に札幌駅前通地下広場で開かれた「消費者安全安心キャンペーン」の様子



昨年のパネル展の様子（道庁ロビー）

「引越し安心マーク」

～事業者選びの目安～



見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を

設しました。初回となる今年度の認定は1739事業所で、このうち道内は127事業所です。
同制度は安全・安心な事業者の「見える化」や、業界全体のコンプライアンス（法令順守）の向上などを目的に創設されました。審査基準は約款の順守や適切な従業員教育の有無など。更新審査は3年ごとに実施します。着色料の抽出や糖分量などを知るための簡易実験、これまで行ってきた商品テストの結果を紹介する展示や、各種啓発グッズの配布を予定しています。

また、道庁1階ロビーでは悪質商法の手口などを紹介するパネル展も実施の予定です。

どうぞお近くにお越しの際は、お立ち寄りください。

受け付けています。昨年度は45団体が見学に訪れました。

見学のほかにも

悪質商法の手口などを学ぶ消費生活講座や、衣・食の体験講座、糖分や合成着色料の簡易実験などにも対応できますので、学校や町内会、福祉団体などの研修メニューに加えてみてはいかがでしょうか。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

TEL	011・221・0110
FAX	011・221・4210
相談専用電話	050・7505・0999
北海道立消費生活センター	札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

当センターは（一社）北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouthi-c.jp/>